

国立研究開発法人国立成育医療研究センターデータの公開に関する基本方針

令和3年2月22日

1 目的

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、受精・妊娠に始まり、胎児期、新生児期、幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るライフサイクルに生じる疾患に関する医療と研究を推進することをその使命とする。本ポリシーは、センターが行う研究活動を通して取得・作成したデータの公開についてその方針を定めるものであり、これらの研究活動を通じて取得されるデータが幅広く利活用されることにより、我が国全体の成育医療に係る保健・医療の向上及び医学研究のさらなる発展に資することを目的とする。

2 対象となる研究データと公開範囲

本基本方針における研究データとは、センターにおいて、その研究活動を通じて取得・作成したデータ、そのメタデータ及び研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反するおそれのある情報等センターが公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3 データの管理・保存・運用

センター及び研究者は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、センターは、法的及び倫理的要件に則り、公開データの管理及び利用を促進するための運用をすすめる。

4 データの帰属

センターの研究データは、別に定める場合を除き、センターに帰属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

5 データの公開期間と利用条件

研究データは、研究者の論文投稿前の期間、研究者の権利や出版社等との契約に基づく場

合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに研究データを公開するものとする。また、公開後もセンターが公開を適当でないと判断した場合には、研究データの公開を打ち切る。

公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、センターが公開した研究データを利用した旨を明記すること。研究データは原則無償で公開されるが、その種類、利用目的等により、有償とする場合がある。

6 免責

センターは、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

7 その他

この基本方針は、必要に応じて隨時見直しを行い改訂する。